

マイナ保険証の利用登録をされている場合は限度額適用認定証の申請は不要です。

三菱自動車健康保険組合 御中

受付印

健康保険限度額適用認定申請書

どちらか記入

※記号・番号はお手元の「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」でご確認ください。

被 保 険 者 記 入 欄	被保険者等 記号	番号		記号・番号が分からない場合は マイナンバーを記入してください			
	事業所名称	〇〇〇〇株式会社					
	被 保 険 者	氏名 (自署)	三菱 太郎		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日
		住所	東京都〇〇区〇〇 1-2-3				
	適 用 対 象 者	氏名	三菱 太郎		被保険者 との続柄	本人	
生年月日		<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	10年11月12日		年齢	27 歳	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
申請理由	<input type="checkbox"/> マイナ保険証の利用登録をしていない <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> オンライン資格が確認できない医療機関で受診するため(医療機関名:)						

○被保険者以外の方が申請する場合は上記に加えて下記「申請代行者欄」も記入願います。

申 請 代 行 者 欄	氏名	被保険者に対して申請意志の確認をいたしました。	被保険者との関係 <input type="checkbox"/> 所属事業主 <input type="checkbox"/> その他()
	連絡先		申請代行の理由 <input type="checkbox"/> 被保険者が入院中のため申請できない <input type="checkbox"/> その他(理由)

注1. 70歳未満及び前期高齢者(70~74歳)現役並み所得の方で、医療機関での同一月の窓口負担額が(入院・外来ごと)自己負担限度額以上になる場合に申請の対象となります。 ※現役並みⅢに該当する場合は申請の必要はありません。

70歳未満	70~74歳	被保険者の所得区分	自己負担限度額
ア	現役並みⅢ	(標準報酬月額 83万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
イ	現役並みⅡ	(標準報酬月額 53万円~79万円)	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
ウ	現役並みⅠ	(標準報酬月額 28万円~50万円)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
エ		(標準報酬月額 26万円以下)	57,600円
オ		低所得者(住民税非課税)	35,400円

70歳未満の方で被保険者の所得区分が低所得者(市区町村民税が非課税等)となる場合は、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」をご提出下さい。

- 費用は、高額療養費の自己負担限度額までの負担となりますが、入院の場合は入院時の食事代・差額ベッド・保険外費用等は対象外です。
- 本申請書は健康保険組合あて直接送付してください。(郵送・社内便 利用可)証書は健保より直接郵送いたします。
なお、健保に登録されている住民票住所あるいは現住所にお送りいたします。(他の住所へは送付いたしません。事前に事業所健保窓口にご相談下さい。(送付先住所 〒108-8410 東京都港区芝浦3-1-21 25階 三菱自動車健康保険組合)
- 有効期限は本申請書受付日の月初(1日)~直近の8月31日までとなりますので、継続して必要な場合は再度申請をお願いいたします。

組 合 記 入 欄	標準報酬月額	千円	所得区分	ア・イ・ウ・エ・現役Ⅱ・現役Ⅰ					
	有効期間	令和	年	月	日	~ 令和	年	月	日
	承認番号	20260101			交付日	令和	年	月	日
		常務理事	事務長	主任	担当				